

## 三重県公安委員会告示第2号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」といいます。）第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を次のとおり実施しますので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」といいます。）第7条の規定により告示します。

令和6年2月9日

三重県公安委員会委員長 村田典子

### 1 検定を実施する警備業務の種別及び級

規則第1条第3号に規定する雑踏警備業務（以下「雑踏警備業務」といいます。）及び同条第6号に規定する貴重品運搬警備業務（以下「貴重品運搬警備業務」といいます。）に係る1級及び2級

### 2 実施期日及び実施場所

#### (1) 実施期日

ア 学科試験（各種別の1級及び2級を同時に実施します。）

種別及び級	実施期日	受検定員
雑踏警備業務1級	令和6年5月29日（水）午前9時から午前10時30分まで	計15人
雑踏警備業務2級		
貴重品運搬警備業務1級	令和6年5月29日（水）午前11時から午後0時30分まで	計15人
貴重品運搬警備業務2級		

イ 実技試験（学科試験に合格した者を対象に実施します。）

種別及び級	実施期日
雑踏警備業務1級	令和6年6月28日（金）午前9時15分から正午まで
雑踏警備業務2級	令和6年6月28日（金）午後1時15分から午後5時まで
貴重品運搬警備業務1級	令和6年7月5日（金）午前9時15分から正午まで
貴重品運搬警備業務2級	令和6年7月5日（金）午後1時15分から午後5時まで

#### (2) 実施場所

三重県津市島崎町143番地6

津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）

### 3 受検資格

#### (1) 雑踏警備業務1級及び貴重品運搬警備業務1級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、規則第4条に規定する2級の検定（以下「2級検定」といいます。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 三重県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

#### (2) 雑踏警備業務2級及び貴重品運搬警備業務2級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

### 4 検定内容

学科試験及び実技試験

学科試験実施後に合格者を発表し、合格者に対して、2(1)イの実施期日に実技試験を実施します。

### 5 受検申請手続等

#### (1) 提出書類

ア 検定申請書（規則第9条第1項に規定する別記様式第1号） 1通

イ 次の書面のうち該当するもの

(ア) 三重県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。） 1通

(イ) 三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横

の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2枚

エ 規則第4条に規定する1級の検定を受けようとする者は次の書面のうち該当するもの

(ア) 3(1)アに該当する者は、2級検定の合格証明書(検定を受けようとする警備業務の種別に係るものに限ります。)の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書 各1通

ただし、警備業者が既に廃業している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(1)アに該当することを誓約する書面及び履歴書 各1通

(イ) 3(1)イに該当する者は、1級検定受検資格認定書 1通

なお、1級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

(2) 検定申請書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課(大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。)

(3) 受検申請の受付期間

種別及び級	受付期間
雑踏警備業務1級	令和6年4月23日(火)から同月26日(金)までの午前8時30分から午後5時まで
雑踏警備業務2級	
貴重品運搬警備業務1級	
貴重品運搬警備業務2級	

受付は、定員になり次第締め切ります。

(4) 受検申請の受付場所

郵送又は電話による受付は行っておりません。次のうち、該当する場所へ(1)の書類を持参して申請してください。

ア 三重県内に住所を有する者は、住所地を管轄する警察署生活安全課

イ 警備員で、その者が属する営業所が三重県内にあるものは、当該営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

(5) 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定当日持参してください。

6 検定日の受付時間

学科試験及び実技試験の受付時間は、2(1)実施期日の開始時間の15分前から開始時間までの間とします。

7 申請手数料

種別及び級	申請手数料
雑踏警備業務1級	13,000円
雑踏警備業務2級	13,000円
貴重品運搬警備業務1級	16,000円
貴重品運搬警備業務2級	16,000円

申請手数料は、検定申請書の提出時に、三重県収入証紙により納入してください。

なお、既納の手数は還付しません。

8 その他

(1) 学科試験に際しては、受検票及び筆記用具を持参してください。

(2) 実技試験に際しては、受検票を持参の上、制服等の活動しやすい服装でお越しください。

(3) 原則、受検する本人が申請してください。

代理人が申請する場合には、委任状を添付してください。

(4) 御不明な点については、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話 059-222-0110 内線 3023)又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。



営 業 所 所 属 証 明 書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者が、 年 月 日現在、警備員として下記の営業所に  
属していることに、間違いありません。

記

営 業 所 の 名 称

営 業 所 の 所 在 地

年 月 日

住所又は主たる営業所の所在地

氏名又は名称及び代表者の氏名

別添3

警 備 業 務 従 事 証 明 書

住 所

氏 名

生年月日

上記の者が、 年 月 日から 年 月 日までの間

\_\_\_\_\_警備業務に従事していたことに、間違いありません。

公安委員会 殿

年 月 日

住所又は主たる営業所(法人)の所在地  
氏名又は名称及び代表者の氏名

認定証を交付した公安委員会の名称

公安委員会

認定証の番号

第 号

記載要領

\_\_\_\_\_の部分は、従事していた(いる)警備業務の内容を具体的に記載すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別添4

誓 約 書

私は、次の理由で警備業務従事証明書の発行を受けられませんでした。別添の履歴書記載のとおり、\_\_\_\_\_警備業務に係る2級の検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事していた期間が1年以上である者であることを誓約します。

- 理由  所属していた警備業者（ \_\_\_\_\_ ）が、  
既に廃業している。
- 次の事情による。

公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

生年月日

記載要領

- 1 は、該当する場合に、レ印を付けること。
- 2 \_\_\_\_\_の部分は、従事していた（いる）警備業務の内容を具体的に記載すること。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別添5

別記様式第1号

1 級 検 定 受 検 資 格 認 定 申 請 書

三重県公安委員会 殿

警備員等の検定等に関する規則第8条第2号に規定する1級の検定  
( ) の受検資格を有することの認定を申請します。

理由

年 月 日

住 所

氏 名

生年月日

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「理由」欄には、警備員等の検定等に関する規則第8条第1号に掲げる者と同  
等以上の知識及び能力を有する者に該当する理由を具体的に記載すること。